

JETRO

USPTO、ハリケーン・ハービー及びハリケーン・イルマに関する救済措置等を公表

2017年9月28日

JETRO NY 知財部

柳澤、笠原

9月21日、米国特許商標庁（USPTO）は、ハリケーン・ハービー及びハリケーン・イルマに関する救済措置等を公表した（<https://www.uspto.gov/learning-and-resources/operating-status>）。

具体的措置の概要は以下の通り。

ハリケーン・ハービーに伴いテキサス州とルイジアナ州とで8月25日以降に発生した米国郵便公社サービス（USPS）の中断を、米国特許法第21条(a)が規定する「郵便サービス中断または緊急事態」に指定した（詳細は資料1参照）。

併せて、ハリケーン・ハービーの被害を受けた者に対する救済措置（応答期限取消、請願料や維持費等の免除等）を公表した（詳細は資料2参照）。

また、ハリケーン・イルマに伴いプエルトリコ、アメリカ領ヴァージン諸島、フロリダ州、ジョージア州及びサウスカロライナ州とで9月6日以降に発生したUSPSの中断を、米国特許法第21条(a)が規定する「郵便サービス中断または緊急事態」に指定した（詳細は資料3参照）。

資料1：<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/og-usps-harvey.pdf>

資料2：<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/harvey-relief.pdf>

資料3：<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/usps-irma.pdf>

以上